

大阪音楽大学短期大学部音楽科作曲専攻，声楽専攻，器楽専攻，  
ジャズ・ポピュラー専攻の廃止に係る学則変更について（届出）

大音事第29号  
平成24年6月29日

文部科学大臣 殿

学校法人 大阪音楽大学  
理事長 中村孝義

このたび，下記の事項について，学校教育法施行規則第15条の規定により，  
別紙文書を添えて届け出ます。

記

大阪音楽大学短期大学部音楽科作曲専攻，声楽専攻，器楽専攻，  
ジャズ・ポピュラー専攻の廃止に係る学則変更

廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

ア 廃止する専攻の概要

○廃止する専攻名、入学定員、収容定員

	(入学定員)	(収容定員)
大阪音楽大学短期大学部音楽科		
作曲専攻	10	20
声楽専攻	50	100
器楽専攻	150	300
ジャズ・ポピュラー専攻	90	180
計	300	600

○所在地

大阪府豊中市庄内幸町1丁目1番8号

○学生募集の停止の時期

平成21年4月1日

イ 廃止の事由

平成21年4月1日、大阪音楽大学短期大学部音楽科作曲専攻、声楽専攻、器楽専攻、ジャズ・ポピュラー専攻の学生募集を停止し、音楽科のみとした。平成24年4月23日、教授会において学生異動を審議した結果、平成24年3月31日をもってこの4専攻の在学生在がそれぞれ0名となったことから、廃止することとした。

ウ 学生の処遇

上記イのとおり。

エ 教職員の処遇

4専攻の有無にかかわらず、引き続き大阪音楽大学短期大学部音楽科に所属する。

オ 施設設備の処置

引き続き大阪音楽大学短期大学部音楽科及び併設の大阪音楽大学で使用する。

カ 学籍関係書類の保存方法

従前どおり文書保存基準に基づき学務事務部門において保存・保管する。

キ 廃止の時期

平成24年6月1日

## 大阪音楽大学短期大学部学則 新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">大阪音楽大学短期大学部学則</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">文部省校管第 183 号認可：1951 年 3 月 7 日 最近改正：<u>2012 年 6 月 1 日</u></p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">（省 略）</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">付 則（2012 年 4 月 1 日） この学則は、2012 年 4 月 1 日から施行する。 2012 年 3 月 31 日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、 当該入学年度の旧学則を適用する。</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;"><u>付 則（2012 年 6 月 1 日）</u> <u>この学則は、2012 年 6 月 1 日から施行する。</u> <u>2012 年 6 月 1 日を以って作曲専攻、声楽専攻、器楽専攻、ジャズ・ポピュラー専攻を</u> <u>廃止する。</u></p>	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">大阪音楽大学短期大学部学則</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">文部省校管第 183 号認可：1951 年 3 月 7 日 最近改正：<u>2012 年 4 月 1 日</u></p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">（省 略）</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">付 則（2012 年 4 月 1 日） この学則は、2012 年 4 月 1 日から施行する。 2012 年 3 月 31 日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、 当該入学年度の旧学則を適用する。</p>